株主各位

東京都品川区東五反田一丁目13番12号 オイシックス株式会社 代表取締役社長 髙 島 宏 平

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席 くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月24日(金曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日** 時 平成29年2月27日(月曜日)午前10時30分 (午前10時開場予定)
- 2.場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号 きゅりあん(品川区立総合区民会館) 1階 小ホール
- 3.目的事項決議事項

第1号議案 株式交換契約承認の件

第2号議案 取締役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.oisix.co.jp/Portals/0/ir/index.html)に修正後の事項を掲載させていただきます。

本総会終了後に、当社商品・サービスの体験会の開催及びお土産の配布はございません。

あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第1号議案 株式交換契約承認の件

当社は、平成28年12月22日開催の当社取締役会において、平成29年秋を目処とした合併による経営統合(以下「本統合」といいます。)に向けて、株式会社大地を守る会(以下「大地を守る会」といいます。)を株式交換完全子会社とし、平成29年3月31日を効力発生日(予定)とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、平成28年12月22日付で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約の締結について、ご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である平成29年3月31日(予定)をもって、大地を守る会は当社の完全子会社となり、当社は大地を守る会の完全親会社となる予定です。

1. 株式交換を行う理由

近年のイー・コマース(EC)業界においては、スマートフォンの一層の普及やSNS等を活用した販売経路の多様化が進む中で、共働き世帯の増加や健康志向の上昇など、ライフスタイル・価値観の変化に伴う消費者ニーズも多様化しております。また当社の主たる事業領域である安全性に配慮した食品業界においては、安心・安全に対する消費者の意識が引き続き高い状況にあります。

このような環境を背景に、当社は平成12年の創業以来、「より豊かな食生活をより多くの人へ」という企業理念の下、成長市場であるEC市場において、安心・安全な食品や短時間で調理が可能な時短ニーズ向けの商品など、高品質・高付加価値分野の食品宅配サービスで、独自性・競争優位性の確立に取り組んでまいりました。

一方、大地を守る会は、有機・無農薬食材の会員制宅配事業の草分け的存在として、40年の歴史と、約2,500人の契約生産者のネットワークを有しており、安心・安全にこだわった農・畜・水産物や無添加の加工食品等を提供しております。

このように、食の安全性を確保することに関して、両社共に商品の生産、取扱い基準を設けておりますが、これに加え、美味しい食材のみを消費者に提供する考えにおいても共通しております。

かかる状況の下、平成28年10月頃より、両社にて本統合も視野に入れた協議の機会を得て検討を行ってまいりましたが、当社と同様に安全性に配慮した高品質で付加価値の高い食品宅配事業を主たる事業とする大地を守る会との間で、市場拡大を図り、食品を通じてより良い社会への更なる貢献を推進するには、経営資源を結集し、新たなグループを形成することが有効であるとの結論に至りました。

2. 本株式交換契約の内容

当社が、大地を守る会との間で締結した平成28年12月22日付の本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

オイシックス株式会社(住所:東京都品川区東五反田1丁目13番12号。以下「甲」という。)と株式会社大地を守る会(住所:千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地。以下「乙」という。)は、2016年12月22日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の普通株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に261を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式261株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3. 前二項に従い本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、 1株に満たない端数がある場合は、甲は、会社法第234条その他関係法令の規 定に従い処理する。

第3条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① 増加する資本金の額 0円
- ② 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- ③ 増加する利益準備金の額 0円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、平成29年3月31日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

- 1. 甲は、平成29年2月27日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
- 2. 乙は、平成29年2月23日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
- 3. 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、 甲及び乙は協議し書面にて合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を 変更することができる。

第6条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、各々善良なる管理者としての 注意義務をもってその財産の管理及び業務の執行を行い、その財産又は権利義務 に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し書面 にて合意の上、これを行うものとする。

第7条(自己株式の消却)

乙は、法令に従い、基準時において所有する自己株式の全部(本株式交換に関する会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。)を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本株式交換の効力発生までの間に消却する。

第8条(本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態若しくは 経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支 障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が合理的に困難となった場 合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、相手方に対して何らの損害賠償及 び補償義務を負うことなく、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又 は本株式交換を中止することができる。

第9条(秘密保持)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、相手方から開示を受けた秘密情報を第三者に対して公表、開示若しくは漏洩せず、また、本契約の目的以外のために使用してはならない。但し、法令又は司法若しくは行政機関の命令により秘密情報の開示が義務付けられる場合、又は、本契約の目的達成のため合理的に必要な範囲で、本条に基づく秘密保持義務と同等の義務を課して、自らの役員、従業員又はアドバイザーに対し、秘密情報を開示する場合は、この限りではない。

第10条(本契約の効力)

本契約は、甲若しくは乙の第5条に定める株主総会において本契約の承認が得られない場合は、その効力を失う。

第11条 (裁判管轄)

本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り甲及び乙が協議し書面にて合意の上、これを定める。

(条文以上)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1通を保有する。

2016年12月22日

- 甲 東京都品川区東五反田1丁目13番12号 オイシックス株式会社 代表取締役社長 髙 島 宏 平 ⑩
- 乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 株式会社大地を守る会 代表取締役社長 藤 田 和 芳 卵

3. 交換対価の相当性に関する事項

- (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項
- ① 本株式交換に係る割当ての内容等

会	社名				名	当社 (株式交換完全親会社)	大地を守る会 (株式交換完全子会社)
株	式	交	换	比	率	1	261
株式	株式交換により交付する株式数				式数	普通株式: 2,026,665株 (予定)	

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

大地を守る会の普通株式1株に対して当社の普通株式261株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株数等

当社は、本株式交換により当社が大地を守る会の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における大地を守る会の株主の皆様に対し、大地を守る会の株式に代わり、その有する大地を守る会の普通株式の数の合計に261を乗じて得た数の当社の普通株式を交付する予定です。当社は、本株式交換における当社の普通株式の交付に際して、交付時に当社が保有するすべての自己株式(平成28年9月30日時点の保有自己株式数:260,042株)を充当し、残数については、新たに普通株式を発行することにより対応する予定であります。なお、大地を守る会は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに保有することとなるすべての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大地を守る会が取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。また、本株式交換により交付する株式数は、大地を守る会による自己株式の取得・消却

また、本株式交換により交付する株式数は、大地を守る会による自己株式の取得・消却 等の理由により変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式 (100株未満の株式) を保有することとなる大地を守る会の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社からの普通配当が実施される場合は、株式数に応じて同配当を受領することになりますが、東京証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び大地を守る会から独立した第三者算定機関である株式会社青藍アドバイザリー(以下「青藍アドバイザリー」といいます。)に本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、青藍アドバイザリーから提出を受けた本株式交換比率の算定結果(詳細は下記(ii)をご参照ください。)を踏まえ、大地を守る会と慎重な検討・協議・交渉を行った結果、平成28年12月22日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、本株式交換を行うことを合意いたしました。

(ii) 算定に関する事項

上記(i)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び大地を守る会から独立した第三者算定機関である青藍アドバイザリーに本株式交換比率の算定を依頼することといたしました。当社は、平成28年12月22日開催の取締役会に先立ち、青藍アドバイザリーより以下の算定結果を内容とする算定書を平成28年12月21日付で受領しております。

青藍アドバイザリーは、当社の株式価値については、東京証券取引所マザーズ市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、平成28年12月21日を評価基準日として、東京証券取引所における評価基準日の終値及び評価基準日から遡る1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各期間の株価終値単純平均値を採用しております。

大地を守る会の株式価値については、比較可能な上場類似会社が存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法及び将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて算定を行いました。

類似会社比準法においては、大地を守る会と事業内容、事業規模、収益の状況等が類似している上場企業の株式時価総額に対する純利益倍率 (PER)、純資産倍率 (PBR) 及び事業価値に対する売上高倍率を用いて算定しております。

DCF法においては、大地を守る会が作成した平成29年3月期下期から平成33年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

大地を守る会の財務予測に関する情報については、経営陣より現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に形成され、提供されたことを前提としており、企業価値の評価の基となる事業計画によれば、大幅な増減益が見込まれる事業年度はありません。

その結果として、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用	手 法	株式交換比率の算定結果	
当社	大地を守る会	休八父揆以学の昇足和未	
丰田州 伍 汁	類似会社比準法	208. 03~460. 90	
市場株価法	DCF法	240. 21~295. 20	

なお、青藍アドバイザリーは株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。青藍アドバイザリーの株式交換比率の分析は平成28年12月21日現在までの上記情報等を反映したものであります。

(iii) 算定機関と当社及び大地を守る会との関係

第三者算定機関である青藍アドバイザリーは、当社及び大地を守る会から独立した算定機関であり、当社及び大地を守る会の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③ 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して当社が増加すべき資本金及び準備金の額については以下のとおりです。

増加する資本金の額 0円

増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額 増加する利益準備金の額 0円

上記は、機動的な資本政策の実現かつ相当額を内部留保すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断します。

- (2) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項
- ① 公正性を担保するための措置

当社は、大地を守る会の発行済株式を所有しておりませんが、本株式交換における本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、独立した上記第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しました。なお、当社は、当該第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

なお、法務アドバイザーとして当社は当社及び大地を守る会から独立した 第三者機関である小久保法律事務所を起用して法的な観点から諸手続き及び 対応等について助言を受けております。

② 利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議した当社の取締役会及び大地を守る会の取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員又は従業員を兼務する者がなく、本株式交換にあたって利益相反関係は生じないことから、特段の措置は講じておりません。

- 4. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項該当する事項はありません。
- 5. 計算書類等に関する事項
- (1)株式交換完全子会社である大地を守る会の最終事業年度に係る計算書類等大地を守る会の最終事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.oisix.co.jp/Portals/0/ir/meeting.html)に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。
- (2) 当社及び大地を守る会における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産 の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事 象の内容

該当する事項はありません。

第2号議案 取締役2名選任の件

第1号議案が承認可決されることを前提に、取締役2名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案により選任される取締役は、平成29年4月1日付で就任する予定です。

候補者番 号	が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	がず た かず よし 藤 田 和 芳 (昭和22年2月6日)	昭和52年11月 株式会社大地 (現株式会社大地を守る会)入社 昭和58年3月 同社 代表取締役 (現任) 昭和62年2月 株式会社フルーツバスケット取締役 (現任) 平成6年12月 有限会社総合農舎山形村代表取締役 (現任)	0株

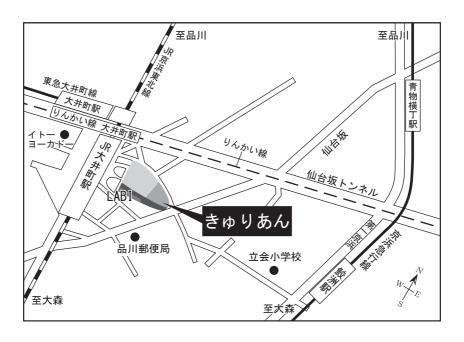
候補者番 号	が 氏 (生年月日)	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
	氏 名	平成7年9月 平成10年10月 平成13年10月 平成13年10月 平成15年5月 平成18年4月 平成19年7月 平成22年1月 平成26年2月	な兼職の状況) 株式会社センティオ設立 代表 取締役 プライスウォーターハウスクー 八十二、スターハト株コンサルタント 朝日アーサーアンダーセン株式スタマー 株式会社マクシスコンサルティン が入社 事業統括デンプ入社 ずれな会社リガス会社リガス会社のがKO入社 代表取締役社長 在本部会社とのWSカンパニー ホームCVS 推進会社のシスコンサルテン (現取締役とのでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	所有する式当社数
			カードサービス事業管掌 兼 ホームコンビニエンス事業本部 本部長 (現任)	

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

臨 時 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:東京都品川区東大井五丁目18番1号 きゅりあん(品川区立総合区民会館) 1階 小ホール TEL 03-5479-4100



交通 JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 …… 大井町駅 徒歩約1分

◎駐車場のご用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。